

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月28日（平成28年（行情）諮問第741号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第132号）

事件名：特定回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「子ども虐待による重症事例等の検証調査票に係る文書（平成27年度提出分）」に関する児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が、平成28年9月23日付け厚生労働省発雇児0923第7号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号、5号、6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別紙に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「「子ども虐待による重症事例等の検証調査票（平成27年度提出分）」に関する児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の議事録」に関して行われたものである。

当該調査票は、特定年月日A付け特定文書番号「子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について」（以下「本件調査依頼」という。）

により各都道府県，指定都市及び児童相談所設置市から提出された「子ども虐待による重症事例等の検証調査票」であり，これについて検証が行われた「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）は，特定年月日B開催の特定回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会であるため，当該専門委員会の議事録を本件対象文書として特定した。

(2) 特定回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について

専門委員会は，社会保障審議会児童部会の下に設置され，9名の委員（児童福祉関係，医療・看護関係，司法関係）で構成されており，児童虐待による死亡事例等の総体的な検証及び検証結果から得られた具体的改善策の提言等について検討している。また，専門委員会は，審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開で実施している。

特定回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「本専門委員会」という。）では，本件調査依頼により各都道府県等から提出された「子ども虐待による死亡事例等の検証調査票」及び「子ども虐待による重症事例等の検証調査票」等をもとに，①検証対象事例，②死亡事例の概要（暫定版），③重症事例の概要（暫定版），④ヒアリング対象事例（案）について検討を行っている。

(3) 原処分における不開示部分及び該当条文について

本件対象文書の原処分における不開示部分と該当条文は別紙のとおりである。具体的には，子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名，事例の概要，委員の発言内容等を法5条1号，5号及び6号により不開示としているところである。

これらの不開示部分については，別紙に掲げたとおり，その一部は法5条各号に該当しないことから諮問に当たり開示することとし，その余の部分は法5条1号に該当する情報又は法5条5号及び6号柱書きに該当する情報であることから，不開示を維持することが妥当と考えられるため，以下，不開示情報該当性について説明する。

(4) 不開示情報該当性について

① 法5条1号該当性

法5条1号の規定により不開示とした部分には，子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名及び事例の概要等が記載されている。これらの情報は一体として当該事例の当事者である子及び父母等の個人に関する情報であって，特に配慮が必要な個人に関する情報も含まれており，これらが公になると，これらの者の近親者や近隣住民により当該事例の当事者が誰であるか特定することが可能となる。

さらに，虐待を受けた子にとっては，当該虐待に関する情報は，他

人に知られることを忌避する性質の被虐待者の機微にわたる私的な情報であり、また、加害者である父母等については、虐待を行ったことが公にされることにより、そのことに見合わない必要以上の誹謗・中傷を受けたり、その他正当な活動が制限される等、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

また、本専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開で行われており、これを一般に公にする法令ないし慣行があるものではないことから、法第5条1号ただし書イには該当せず、さらに同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 法5条5号及び6号柱書き該当性

法5条5号及び6号柱書きの規定により不開示とした部分には、本専門委員会の委員の意見、提案等の発言内容が記載されている。本専門委員会は、前述のとおり、審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開で行われているところ、これを前提に委員間で忌憚のない意見交換が行われている。当該不開示部分を公にすると、委員個人が発言に関する外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の専門委員会における具体的な検証対象事例等の分析について委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。さらに、発言内容によって無用な争いに巻き込まれたくない等の理由から委員が職務に消極的になる等、今後の専門委員会の実施ひいては児童虐待事例の検証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該不開示部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分を変更し、別紙に掲げる不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余りの部分は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年12月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年1月19日 | 審議 |
| ④ | 同年6月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「「子ども虐待による重症事例等の検証調査票に係る文書（平成27年度提出分）」に関する児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の議事録」であり、処分庁は、法5条1号、5号及び6号に該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分において不開示とした部分のうちの一部については、諮問に当たり開示するが、その余の部分については、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示を維持するとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

通番139は、専門委員会の委員の発言内容が記載されているが、そのうち、別表の5欄に掲げる部分については、諮問庁が諮問に当たり新たに開示する内容から推認できる情報であり、これを公にしても、今後の専門委員会における具体的な検証対象事例等の分析について委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ、委員が職務に消極的になる等、今後の専門委員会の実施ひいては児童虐待事例の検証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の不開示部分について

ア 法5条1号該当性について

通番7、通番9、通番10ないし通番12、通番16、通番37、通番47の①、通番57ないし通番72、通番74、通番77、通番79、通番82ないし通番93、通番95、通番98、通番101、通番103、通番105、通番108、通番110、通番114、通番115の①、通番116、通番117、通番119、通番121、通番123、通番125、通番128、通番136、通番137、通番141、通番143、通番147ないし通番168、通番170ないし通番189、通番194、通番197、通番198及び通番201は、専門委員会で検討された子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名及び事例の概要等が記載されている。

当該部分には、専門委員会で検討の対象とした子どもの氏名は記載されていないものの、当該文書に記載された情報を公にすることにより、当該子どもの近親者や近隣住民等一定の関係者にとって、当該子どもを特定する手がかりとなり得るものであり、その結果、虐

待の内容，受傷後の症状等，通常人に知られたくない機微な情報が当該関係者に知られることとなり，個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから，当該部分は法5条1号本文後段に規定する情報に該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性について

通番21ないし通番24，通番26ないし通番36，通番39，通番40，通番41の②，通番45，通番49，通番50の①，通番51，通番52，通番139（上記（1）を除く。），通番190，通番191及び通番195は，子ども虐待による重症事例等の検討に係る専門委員会の委員の発言内容である。

（ア）諮問庁は，理由説明書（上記第3の2）の（2）及び（4）において，おおむね以下のとおり説明する。

a 専門委員会は，社会保障審議会児童部会の下に設置され，9名の委員（児童福祉関係，医療・看護関係，司法関係）で構成されており，児童虐待による死亡事例等の総体的な検証及び検証結果から得られた具体的改善策の提言等について検討している。また，専門委員会は，審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開で実施している。

b 専門委員会では，本件調査依頼により各都道府県等から提出された「子ども虐待による死亡事例等の検証調査票」及び「子ども虐待による重症事例等の検証調査票」等を基に，①検証対象事例，②死亡事例の概要（暫定版），③重症事例の概要（暫定版），④ヒアリング対象事例（案）について検討を行っている。

c 専門委員会は，審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開で行われているところ，これを前提に委員間で忌憚のない意見交換が行われている。当該不開示部分を公にすると，委員個人が発言に関する外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり，今後の専門委員会における具体的な検証対象事例等の分析について委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。さらに，発言内容によって無用な争いに巻き込まれたくない等の理由から委員が職務に消極的になる等，今後の専門委員会の実施ひいては児童虐待事例の検証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）上記（ア）の説明を踏まえ，以下検討する。

専門委員会委員の発言部分は，児童福祉関係，医療・看護関係者の専門家としての知識，経験等と密接不可分な内容であると認めら

れ、発言内容を公にすると、子ども虐待による重症事例等の検証に関する積極的かつ自由闊達な議論が損なわれるおそれがあり、上記諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、5号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び5号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 頁	2 通番	3 不開示部分	4 諮問庁の判断	5 開示すべき部分
2	1	3 4 行目 2 1 文字目ないし 2 7 文字目	新たに開示	—
3	2	4 行目ないし 5 行目 2 1 文字目	新たに開示	—
	3	2 1 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目	新たに開示	—
	4	2 5 行目 3 9 文字目ないし 2 6 行目 6 文字目	新たに開示	—
4	5	2 3 行目 3 0 文字目ないし 3 1 文字目	新たに開示	—
5	6	1 行目 8 文字目ないし 9 文字目	新たに開示	—
	7	5 頁 3 5 行目 1 6 文字目ないし 6 頁 1 行目 1 3 文字目	5 条 1 号	
6	8	2 行目 7 文字目ないし 2 1 文字目	新たに開示	—
	9	5 行目 5 文字目ないし 8 行目 2 2 文字目	5 条 1 号	
	1 0	9 行目 1 文字目ないし 3 1 文字目	5 条 1 号	
	1 1	1 0 行目 1 文字目ないし 2 文字目	5 条 1 号	
	1 2	1 2 行目ないし 1 4 行目 8 文字目	5 条 1 号	
	1 3	1 4 行目 1 6 文字目ないし 1 6 行目 3 文字目	新たに開示	—
	1 4	1 7 行目 7 文字目ないし 1 9 行目 2 7 文字目	新たに開示	—
	1 5	2 0 行目 9 文字目ないし 3 4 文字目	新たに開示	—
	1 6	2 0 行目 3 5 文字目ないし 2 1 行目 8 文字目	5 条 1 号	
	1 7	2 1 行目 9 文字目ないし 3 6 文字目	新たに開示	—
1 8	2 3 行目 6 文字目ないし 2 4 行目 8 文字目	新たに開示	—	

	19	26行目31文字目ないし27行目16文字目	新たに開示	—
	20	31行目6文字目ないし22文字目	新たに開示	—
	21	34行目10文字目ないし35行目39文字目	5条5号及び6号柱書き	
7	22	2行目16文字目ないし4行目7文字目	5条5号及び6号柱書き	
	23	6行目6文字目ないし7行目25文字目	5条5号及び6号柱書き	
	24	8行目6文字目ないし9行目21文字目	5条5号及び6号柱書き	
	25	10行目7文字目ないし11行目20文字目	新たに開示	—
	26	13行目7文字目ないし15行目26文字目	5条5号及び6号柱書き	
	27	16行目6文字目ないし18行目36文字目	5条5号及び6号柱書き	
	28	22行目6文字目ないし23行目24文字目	5条5号及び6号柱書き	
	29	24行目ないし25行目25文字目	5条5号及び6号柱書き	
	30	26行目12文字目ないし28行目19文字目	5条5号及び6号柱書き	
	31	29行目5文字目ないし30行目32文字目	5条5号及び6号柱書き	

	3 2	3 1 行目 6 文字目ないし 3 2 行目 2 6 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	3 3	3 3 行目 7 文字目ないし 3 5 行目 9 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	3 4	3 6 行目 6 文字目ないし 3 4 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
8	3 5	8 行目 2 1 文字目ないし 9 行目 3 8 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	3 6	1 2 行目 6 文字目ないし 1 6 行目 2 2 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	3 7	1 9 行目 2 2 文字目ないし 2 3 文字目	5 条 1 号	
	3 8	8 頁 3 6 行目 1 4 文字目ないし 9 頁 2 行目 8 文字目	新たに開示	—
9	3 9	3 行目 6 文字目ないし 5 行目 2 5 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	4 0	6 行目 1 4 文字目ないし 9 行目 1 0 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	4 1	① 1 1 行目 3 1 文字目ないし 1 2 行目 3 1 文字目	新たに開示	—
		② 1 2 行目 3 2 文字目ないし 1 5 行目 3 7 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	4 2	2 5 行目 1 3 文字目ないし 2 6 行目 2 2 文字目	新たに開示	—
	4 3	2 7 行目ないし 3 3 行目 9 文字目	新たに開示	—
	4 4	3 4 行目 6 文字目ないし 3 5 行目 7 文字目	新たに開示	—

	4 5	3 6 行目 7 文字目ないし 3 2 文字目	5 条 5 号及び 6 号 柱書き	
1 0	4 6	1 行目 1 0 文字目ないし 2 行目 1 文字目	新たに開示	—
	4 7	① 3 行目 2 7 文字目ないし 4 行目 2 9 文字目	5 条 1 号	
		② 4 行目 3 0 文字目ないし 6 行目 1 0 文字目	新たに開示	—
	4 8	7 行目 6 文字目ないし 2 3 文字目	新たに開示	—
	4 9	1 0 行目 6 文字目ないし 1 5 行目 3 6 文字目	5 条 5 号及び 6 号 柱書き	
	5 0	① 1 9 行目 3 1 文字目ないし 2 4 行目 8 文字目	5 条 5 号及び 6 号 柱書き	
		② 2 4 行目 9 文字目ないし 2 5 行目 2 0 文字目	新たに開示	—
	5 1	2 7 行目 2 文字目ないし 2 9 行目 3 7 文字目	5 条 5 号及び 6 号 柱書き	
	5 2	3 0 行目 6 文字目ないし 3 2 行目 3 7 文字目	5 条 5 号及び 6 号 柱書き	
5 3	3 4 行目 2 9 文字目ないし 3 6 行目 3 8 文字目	新たに開示	—	
1 2	5 4	2 6 行目 1 3 文字目ないし 1 4 文字目	新たに開示	—
1 3	5 5	1 1 行目 3 3 文字目ないし 3 4 文字目	新たに開示	—
1 5	5 6	1 行目 3 6 文字目ないし 2 行目 3 4 文字目	新たに開示	—
1 6	5 7	9 行目 1 8 文字目ないし 1 0 行目 7 文字目	5 条 1 号	
	5 8	1 3 行目 4 文字目ないし 1 4 行目 1 文字目	5 条 1 号	

	59	16行目9文字目ないし11文字目	5条1号	
	60	19行目12文字目ないし20行目19文字目	5条1号	
	61	25行目11文字目ないし13文字目	5条1号	
	62	25行目22文字目ないし25文字目	5条1号	
	63	26行目34文字目ないし36文字目	5条1号	
	64	29行目1文字目ないし3文字目	5条1号	
18	65	29行目11文字目ないし30行目5文字目	5条1号	
	66	30行目16文字目ないし31行目22文字目	5条1号	
	67	32行目12文字目ないし33行目12文字目	5条1号	
	68	18頁34行目ないし19頁2行目7文字目	5条1号	
19	69	3行目ないし6行目	5条1号	
	70	8行目11文字目ないし9行目11文字目	5条1号	
	71	10行目ないし16行目20文字目	5条1号	
	72	17行目20文字目ないし23行目7文字目	5条1号	
	73	24行目10文字目ないし25行目9文字目	新たに開示	—
	74	25行目10文字目ないし28文字目	5条1号	
	75	25行目29文字目ないし33文字目	新たに開示	—
	76	27行目12文字目ないし29行目8文字目	新たに開示	—
	77	29行目9文字目ないし25文字目	5条1号	

	78	29行目26文字目ないし35文字目	新たに開示	—
	79	29行目36文字目ないし41文字目	5条1号	
	80	29行目42文字目ないし30行目19文字目	新たに開示	—
	81	31行目15文字目ないし32行目22文字目	新たに開示	—
	82	33行目12文字目ないし13文字目	5条1号	
	83	35行目11文字目ないし36行目8文字目	5条1号	
	84	19頁36行目22文字目ないし20頁5行目26文字目	5条1号	
20	85	6行目28文字目ないし8行目38文字目	5条1号	
	86	10行目7文字目ないし35文字目	5条1号	
	87	11行目14文字目ないし13行目29文字目	5条1号	
	88	14行目13文字目ないし16行目1文字目	5条1号	
	89	16行目13文字目ないし36文字目	5条1号	
	90	18行目14文字目ないし21行目31文字目	5条1号	
	91	23行目6文字目ないし33文字目	5条1号	
	92	24行目15文字目ないし27行目20文字目	5条1号	
	93	27行目32文字目ないし28行目13文字目	5条1号	
	94	29行目18文字目ないし35文字目	新たに開示	—
	95	29行目36文字目ないし末尾	5条1号	
	96	30行目1文字目ないし5文字目	新たに開示	—

	97	30行目35文字目ないし31行目4文字目	新たに開示	—
	98	31行目5文字目ないし6文字目	5条1号	
	99	31行目7文字目ないし17文字目	新たに開示	—
	100	31行目38文字目ないし32行目7文字目	新たに開示	—
	101	32行目8文字目ないし18文字目	5条1号	
	102	32行目19文字目ないし33行目14文字目	新たに開示	—
	103	33行目15文字目ないし28文字目	5条1号	
	104	33行目29文字目ないし34文字目	新たに開示	—
	105	33行目35文字目ないし34行目2文字目	5条1号	
	106	20頁35行目13文字目ないし21頁3行目3文字目	新たに開示	—
21	107	4行目16文字目ないし31文字目	新たに開示	—
	108	4行目32文字目ないし末尾	5条1号	
	109	5行目22文字目ないし7行目39文字目	新たに開示	—
	110	7行目40文字目ないし8行目8文字目	5条1号	
	111	8行目9文字目ないし17文字目	新たに開示	—
	112	9行目12文字目ないし11行目10文字目	新たに開示	—
	113	12行目7文字目ないし8文字目及び11文字目ないし12文字目	新たに開示	—
	114	15行目38文字目ないし39文字目	5条1号	

	1 1 5	① 1 7 行目 6 文字目ないし 2 6 文字目	5 条 1 号	
		② 1 7 行目 2 7 文字目ないし 1 8 行目 1 2 文字目	新たに開示	—
	1 1 6	1 9 行目ないし 2 5 行目 2 0 文字目	5 条 1 号	
	1 1 7	2 6 行目ないし 2 8 行目 3 0 文字目	5 条 1 号	
	1 1 8	3 5 行目 9 文字目ないし 1 9 文字目	新たに開示	—
	1 1 9	3 5 行目 2 0 文字目ないし 2 6 文字目	5 条 1 号	
	1 2 0	3 5 行目 2 7 文字目ないし 3 1 文字目	新たに開示	—
	1 2 1	3 5 行目 3 2 文字目ないし 3 7 文字目	5 条 1 号	
	1 2 2	3 5 行目 3 8 文字目ないし 3 6 行目 1 文字目	新たに開示	—
2 2	1 2 3	1 行目 7 文字目ないし 1 2 文字目	5 条 1 号	
	1 2 4	1 行目 1 3 文字目ないし 2 行目 2 4 文字目	新たに開示	—
	1 2 5	2 行目 2 5 文字目ないし 3 0 文字目	5 条 1 号	
	1 2 6	2 行目 3 1 文字目ないし 3 行目 7 文字目	新たに開示	—
	1 2 7	4 行目 9 文字目ないし 5 行目 4 文字目	新たに開示	—
	1 2 8	5 行目 5 文字目ないし 1 4 文字目	5 条 1 号	
	1 2 9	5 行目 1 5 文字目ないし 2 9 文字目	新たに開示	—
	1 3 0	6 行目 2 4 文字目ないし 8 行目 2 9 文字目	新たに開示	—
	1 3 1	9 行目 9 文字目ないし 3 0 文字目	新たに開示	—

	1 3 2	1 0 行目 7 文字目ないし 2 6 文字目	新たに開示	—
	1 3 3	1 1 行目 9 文字目ないし 2 0 文字目	新たに開示	—
	1 3 4	1 2 行目 7 文字目ないし 1 3 行目 1 9 文字目	新たに開示	—
	1 3 5	1 4 行目 9 文字目ないし 2 3 文字目	新たに開示	—
	1 3 6	1 4 行目 2 4 文字目ないし 3 5 文字目	5 条 1 号	
	1 3 7	1 6 行目 6 文字目ないし 1 5 文字目	5 条 1 号	
	1 3 8	1 6 行目 1 6 文字目ないし 1 7 行目 2 文字目	新たに開示	—
	1 3 9	1 8 行目 7 文字目ないし 1 9 行目 7 文字目	5 条 5 号及び 6 号柱書き	1 8 行目 7 文字目ないし 2 5 文字目
	1 4 0	2 2 行目 1 0 文字目ないし 1 8 文字目	新たに開示	—
	1 4 1	2 2 行目 1 9 文字目ないし 2 0 文字目	5 条 1 号	
	1 4 2	2 2 行目 2 1 文字目ないし 2 3 行目 5 文字目	新たに開示	—
	1 4 3	2 3 行目 6 文字目ないし 7 文字目	5 条 1 号	
	1 4 4	2 3 行目 8 文字目ないし 2 9 文字目	新たに開示	—
	1 4 5	2 4 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目	新たに開示	—
	1 4 6	2 6 行目 1 3 文字目ないし 2 7 行目 8 文字目	新たに開示	—
2 3	1 4 7	4 行目 1 7 文字目ないし 1 8 文字目	5 条 1 号	
	1 4 8	2 7 行目 1 0 文字目ないし 1 1 文字目	5 条 1 号	

26	149	6行目29文字目ないし34文字目	5条1号	
	150	9行目9文字目ないし24文字目	5条1号	
	151	10行目16文字目ないし17文字目及び19文字目	5条1号	
	152	10行目37文字目ないし末尾	5条1号	
	153	11行目7文字目ないし11文字目	5条1号	
	154	11行目18文字目ないし25文字目	5条1号	
	155	11行目33文字目ないし34文字目及び39文字目ないし40文字目	5条1号	
	156	13行目7文字目ないし12文字目	5条1号	
	157	14行目6文字目	5条1号	
	158	15行目33文字目ないし34文字目	5条1号	
	159	20行目1文字目ないし6文字目	5条1号	
	160	21行目5文字目	5条1号	
	161	21行目8文字目ないし22行目4文字目	5条1号	
	162	22行目24文字目ないし24行目6文字目	5条1号	
	163	25行目14文字目ないし18文字目	5条1号	
	164	26行目8文字目ないし9文字目	5条1号	
	165	26行目13文字目ないし28行目23文字目	5条1号	
	166	29行目7文字目ないし12文字目	5条1号	
167	29行目31文字目ないし32文字目	5条1号		

	168	31行目14文字目ないし36文字目	5条1号	
	169	36行目10文字目ないし11文字目	新たに開示	一
27	170	1行目10文字目ないし17文字目	5条1号	
	171	3行目8文字目	5条1号	
	172	3行目12文字目ないし14文字目	5条1号	
	173	5行目33文字目	5条1号	
	174	5行目40文字目ないし6行目1文字目	5条1号	
28	175	13行目10文字目ないし11文字目	5条1号	
	176	24行目18文字目ないし20文字目	5条1号	
29	177	6行目29文字目ないし31文字目	5条1号	
	178	11行目35文字目ないし37文字目	5条1号	
	179	13行目6文字目ないし9文字目	5条1号	
	180	13行目20文字目ないし21文字目	5条1号	
	181	14行目10文字目ないし12文字目	5条1号	
	182	16行目34文字目ないし35文字目及び38文字目ないし39文字目	5条1号	
	183	28行目21文字目ないし22文字目及び24文字目ないし25文字目	5条1号	
	184	33行目7文字目ないし8文字目	5条1号	
	185	34行目26文字目ないし27文字目	5条1号	

	186	36行目7文字目ないし8文字目	5条1号	
30	187	10行目10文字目ないし11文字目	5条1号	
	188	12行目16文字目ないし17文字目, 19文字目ないし20文字目及び22文字目ないし23文字目	5条1号	
	189	17行目12文字目ないし19行目4文字目	5条1号 (県名の み) 他は新 たに開示	
	190	20行目11文字目ないし22行目22文字目	5条5号及 び6号柱書 き	
	191	25行目35文字目ないし30行目29文字目	5条5号及 び6号柱書 き	
	192	31行目14文字目ないし36文字目	新たに開示	—
	193	30頁36行目17文字目ないし31頁1行目10文字目	新たに開示	—
31	194	6行目19文字目ないし20文字目	5条1号	
	195	6行目27文字目ないし8行目22文字目	5条5号及 び6号柱書 き	
	196	11行目6文字目ないし14文字目	新たに開示	—
	197	12行目6文字目ないし31文字目	5条1号	
	198	14行目4文字目ないし5文字目	5条1号	
	199	15行目38文字目ないし末尾	新たに開示	—
	200	16行目32文字目ないし34文字目	新たに開示	—

	201	31行目8文字目ないし9文字目, 11文字目ないし12文字目, 14文字目ないし15文字目及び17文字目ないし18文字目	5条1号	
--	-----	--------------------------------------------------------------	------	--